

海部地区水防事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例

令和 5 年 2 月 14 日
条例第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(個人情報の保護)

第 2 条 個人情報の保護については、愛西市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年愛西市条例第 3 3 号）の例によるものとする。

(審査会)

第 3 条 個人情報保護制度における審査請求及び個人情報の適正な取り扱いの確保について調査審議するため、事件ごとに海部地区水防事務組合個人情報保護審査会を置く。

2 海部地区水防事務組合個人情報保護審査会については、愛西市情報公開・個人情報保護審査会条例（令和 4 年愛西市条例第 3 4 号）の例によるものとする。

3 海部地区水防事務組合個人情報保護審査会委員の報酬の額は、別表のとおりとする。

(その他)

第 4 条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

区 分	報酬の額
個人情報保護審査会	会長 日額 6, 8 0 0 円
	委員 日額 6, 5 0 0 円